

平成31年3月7日

平成31年登米市議会定例会  
2月定期議会 議案

(その2)

登米市議会

議員 番



## 議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
報 告 第 2 号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について	5
議 案 第 38 号	登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	6



## 報告第2号

### 損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 31 年 3 月 7 日提出

登米市長 熊谷盛廣

区分	専決処分年月日	事故の概要	損害賠償額 和解内容
営造物の 管理瑕疵	平成 31 年 2 月 21 日	平成 30 年 7 月 8 日、登米市東和町米谷字大嶺地内において、下水道管内に滞留した汚水が溢れ出し、相手方敷地へ流出したものを。	18,929 円 その余の請求を 放棄

## 議案第38号

### 登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年登米市条例第 45 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 31 年 3 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年登米市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。